明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。また、減少する二千万円は資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十七年四月三日

東京都中央区京橋一丁目一一番二号

株式会社シンエイソリューション

代表取締役　細谷　智雄

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億九千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年三月二十七日

掲載頁　一二九頁（号外第七十号）

平成二十七年四月三日

東京都中央区八重洲一丁目七番一四号

マックスマネジメント株式会社

代表取締役　西川　雅也

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を四億九百四万四千円減少し二千四十七万八千円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十七年三月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十七日

掲載頁　九十九頁（号外第一四五号）

平成二十七年四月三日

横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号

ジャパンチャージネットワーク株式会社

代表取締役　高橋　敬一

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十七年四月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月三日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一弁護士

法人川越法律事務所

相続財産管理人戸張淳一朗

代理人弁護士　山口　和光

同　中山　純子

**限定承認公告**

本籍長野県諏訪市大字豊田六五一五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　笠原　徳一

右被相続人は平成二十六年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十七年三月二十七日長野家庭裁判所諏訪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月三日

長野県諏訪市諏訪一丁目五番一二号　五味法律事務所　相続財産管理人　笠原　敏

代理人弁護士　五味　弘行

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金一億三千六百六十万円減少し、金百三十五億三千百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

平成二十七年四月三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

GJCF4特定目的会社

取締役　臼井　正志

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金二億七百十三万三千七百九十四円減少し、金二百三十億六千百二十九万一千八百六十六円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s03095-b0a34/index.html

平成二十七年四月三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

エムジージェイワン特定目的会社

取締役　本郷　雅和

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を十一億三千六百九十三万円減少することにいたしました。効力発生日は平成二十七年五月八日であり、社員総会の決議は平成二十七年四月二日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十七年三月十三日付官報の号外第五十三号六十一頁に掲載されています。

平成二十七年四月三日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

ALJ　CENTRAL　RE1特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

**取消公告**

平成二十七年三月二十七日掲載の横浜地方裁判所小田原支部に係る平成二十六年（再イ）第三四号小規模個人再生による書面決議に付する決定は取消します。

**正　誤**

平成二十七年三月二十日（号外第六十二号）公布外務省令第二号（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二二ページ別表第一中ポルトガルの欄「66」は「9.00」の誤り。

平成二十七年三月九日法務省告示第百四十四号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

三ページ一段三行目から五行目までを削除する。

◉号外　四月三日付第七八号六四ページ　●同日付政府調達第六三号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）